

環境省告示第八十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一各号
口及び二の規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質
（平成十八年十二月環境省告示第四百十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年十月五日

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) (略)	(略)
(2) オフショア開発により汚染された液体	一〇〇〇〇〇
(3) 炭化水素ワックス	一五〇〇〇
(4) 中純度ハラフィンワックス	一五〇〇〇
(5) (略)	(略)
(7) (略)	(略)

二 令別表第一第二号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) アクリル酸、酸化エチレン、酸化プロピレン、	一

改正前

一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1) (略)	(略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(2) (略)	(略)
(4) (略)	(略)

二 令別表第一第二号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地からY類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(新設)	(新設)

<p>四 ターシャリプチルフェニール ホルムアル デヒド及び無水マレイン酸の共重合体のキシレ ン及びナフサを溶媒とする溶液（濃度が六十五 重量パーセントのものに限る。）（他の海洋環 境の保全の見地から有害である物質又は有害で ない物質と混合している状態で輸送されるもの に限る。）</p> <p>(2) アクリル酸 ジエチレントリアミン及びビトール 油酸の反応生成物のエチレングリコール溶液（ 他の海洋環境の保全の見地から有害である物質 又は有害でない物質と混合している状態で輸送 されるものに限る。）</p> <p>(3) (6) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(7) (23) (略)</p> <p>(24) トリエタニールアミン及びビトール油酸の反応生 成物（他の海洋環境の保全の見地から有害である 物質又は有害でない物質と混合している状態で輸</p>	<p>—</p> <p>(略)</p> <p>(削る)</p> <p>(略)</p> <p>—</p>
---	---

<p>(新設)</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレンゲ リコールの混合物（エチレングリコールの濃度 が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）</p> <p>(6) (22) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>二五</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>
--	--

<p>送られるものに限る。()</p> <p>(25) (38) (略)</p> <p>(39) メルカプト酢酸(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)</p> <p>(40) (略)</p>	(略)
<p>三 令別表第一第三号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地から乙類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレンジリコールの混合物(エチレンジリコールの濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 魚類たんぱく質濃縮物(ギ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。)</p> <p>(6) (10) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>○</p> <p>(略)</p> <p>○</p> <p>(略)</p>

<p>(23) (36) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(37) (略)</p>	(略)
<p>三 令別表第一第三号口の規定に基づき海洋環境の保全の見地から乙類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号二の規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (8) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>